

# 四月一日（通称）残土条例が施行されます

## 500㎡以上の土地の埋立て、盛土、土砂等の一時たい積を行う場合は、許可が必要です。

町では、光町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（通称「残土条例」）を制定しました。施行は平成10年4月1日です。

条例制定の目的は、汚染された土砂・残土等の埋立てなどによる土壌汚染・地下水汚染の未然防止と土砂・残土等の流出・崩落等による災害の未然防止です。



美しいふるさとを次の世代へ……

現在、各種公共事業や民間の事業活動により、土砂や建設残土が多く発生し、都心を中心に県外から大量に搬入され埋立てられている状況です。こうしたなか県内各地で有害物質に汚染された土砂や残土等が不適正に処理され、土壌汚染・地下水汚染を引き起こしています。

また、無秩序な埋立て、盛土やたい積行為により、土砂崩れや土砂流出などの災害を引き起こす危険性もあることから、特に県内外からの搬入規制を主体に、町内における土砂等の埋立て、盛土やたい積行為による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する目的で、千葉県条例と連携を図り、

光町条例を制定しました。それでは、条例の概要について説明します。

土砂や残土等による土地の埋立て、盛土、たい積行為（一時的保管倉）を行う場合は、許可が必要となります。

◎許可を必要とする事業（許可対象事業）とは、

◎土砂や残土等による土地の埋立て、盛土事業

◎土砂や残土等による土地へのたい積行為（一時的保管倉）

※公共事業及び農業用事業の一部を除き、埋立て、盛土、たい積事業は許可が必要となりますので事前に町へ相談してください。

◎土砂や残土等による土地の埋立て、500㎡以下であっても条例の罰則は適用され、住民生活の安全は確保されます。

◎事業責任！

汚染を防止する責任は事業者だけではなく、事業者の責務、土壌・地下水汚染及び災害の発生を未然に防止する責務があります。

◎土地所有者の責務

◎埋立てる土砂や残土等の土壌検査・排水検査の実施（町長の許可を受けた事業者は検査や報告の義務があります。）

◎土砂や残土の搬入量の報告

◎搬入する土砂や残土等の地質検査結果の報告（環境計量士が検査したものに限り）

◎埋立て・盛土・たい積

（対象面積）は、500㎡以上3,000㎡未満の事業が町長の許可が必要となります。

◎3,000㎡以上の事業は、千葉県知事の許可が必要となります。

※条例では500㎡以下は、許可対象になっていませんが、千葉県条例では、安全基準に適合しない土砂や残土等を埋立て、盛土、たい積してはならないとされており、500㎡以下であっても条例の罰則は適用され、住民生活の安全は確保されます。

埋・地下水汚染及び災害の発生のおそれのある事業を行う（おそれのある）者に土地を提供しないよう努める責務があります。

◎土砂や残土を運搬する者の責務

運搬する土砂や残土の汚染状況を確認し、土壌・地下水汚染が発生するおそれのある土砂や残土を運搬しないよう努める責務があります。